

【入学意思確認書の記入 ポイントチェック】

1. すべての受験校に合格した場合 → 第1希望の進学先に進学することになります。

(1) 公立高等学校に進学する場合

中学校での特別な手続きは必要ありません。各家庭において、高校からの指示に従い入学に向けての手続きを進めてください。

私立高等学校辞退の連絡は中学校が行います。

(2) 私立高等学校等に進学を希望し公立高等学校を辞退する場合

「入学辞退届」を中学校に提出してもらいます。保護者の署名が必要なので、事前に用紙を渡します。

「入学意思確認書」提出時に担任の先生から用紙をもらってください。私立高等学校への入学手続きは期日までに確実に行ってください。

※公立高等学校を辞退する人は合格発表日の17日(月)11:30~12:00に「入学辞退届」を持参して登校します。筆記用具・印鑑も忘れずに持参し、標準服着用で来校してください。

2. 第1希望が不合格の場合 → 第2希望の高等学校へ進学するものと判断し中学校での手続きを進めます。

ご家庭では、進学先への入学手続きを期日までに確実に行ってください。

★もし第2希望に進まない場合は、担任の先生に必ず連絡してください。

3. 公立追加合格の意思確認 → 追加合格の連絡は3月18日(火)9:30~16:30までです。

★高等学校から中学校に連絡がきます。中学校では高等学校からの連絡を受けた場合、保護者に連絡をします。確実に連絡のつく電話番号を記入してください。

・高等学校から連絡が入った場合、必ず保護者へ連絡いたします。

・追加合格を「受ける」「受けない」に関わらず、連絡がつくようにしてください。都合がある場合、必ず担任へ事前に相談しておいてください。

・意思決定の時間は限られています。入学意思確認書を提出する段階で、公立高等学校の追加合格を「受ける」のか「受けない」のか意思をはっきりと決めておいてください。時間的な問題で、連絡が取れない場合、追加合格の権利を失うことがあります。

・例年追加合格の連絡は非常に限られています。「ない」場合もあります。

4. その他のケース(入学意思確認書にはないケース) → 17日の時点で進路先が決定しない場合など

★今後の進学先を学級担任と相談する場を、電話連絡などで確認するなどの方法で設定したいと考えています。17日(月)11:30より公立高等学校合格者の入学意思確認を行っていますので、日時等については担任と相談して下さい。

5. 進学先の欄は17日の結果がでてから保護者の方と本人で確認して○をつけてください。仕事で17日当日に保護者の方が家にいない場合には事前によく確認をしておいて17日の結果をうけてから本人が記入して持参してください。この○印で最終意思確認とします。